

令和7年3月14日

愛媛県後期高齢者医療広域連合
連合長 野志 克仁 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会
会長 田中 顕悟



令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について(報告)

令和7年2月25日に開催した標記懇話会の意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

意見内容

被保険者が安心して医療を受けられる安定的な制度運営のため、下記に掲げる事項について要望いたします。

記

- (1) 保険料の改定について、後期高齢者の生活にとっていかに重要な問題であるかを念頭に被保険者の負担軽減に努めていただきたい。
- (2) 資格確認書を交付する要配慮者については、一律の基準を定めず、マイナ保険証での受診が困難な具体的な理由がある場合は、要配慮者として認定し対応する中で、並行して、これらの方々へのより一層の制度理解の促進を図りながらマイナ保険証への移行に努めていただきたい。
- (3) 後発医薬品利用差額通知事業について、選定療養制度の周知を含めた通知内容をお願いしたい。
後発医薬品の供給不安を考慮し事業の実施に努めていただきたい。
- (4) 制度の変更や見直し等により医療が必要な方が受診を諦めてしまうことのないよう相談・支援および広報の体制を充実していただきたい。

以上